【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成28年10月17日
【会社名】	株式会社サイバーリンクス
【英訳名】	CYBERLINKS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　村上　恒夫
【本店の所在の場所】	和歌山県和歌山市紀三井寺８４９番地の３
【電話番号】	０７３－４４８－３６００
【事務連絡者氏名】	専務取締役　佐藤　正光
【最寄りの連絡場所】	和歌山県和歌山市紀三井寺８４９番地の３
【電話番号】	０７３－４４８－３６００
【事務連絡者氏名】	専務取締役　佐藤　正光
【縦覧に供する場所】	株式会社サイバーリンクス東日本支社 (東京都港区芝浦四丁目９番25号芝浦スクエアビル13階) 株式会社サイバーリンクス西日本支店 (大阪市淀川区宮原四丁目３番７号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

1【提出理由】

当社は、平成28年10月17日開催の取締役会において、当社を存続会社とし、クラウドランド株式会社（以下、「クラウドランド」といいます。）を消滅会社とする合併（以下、「本合併」といいます。）を行うことを決議し、同日付で合併契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第３号及び第７号の３の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1．特定子会社の異動に関する事項

（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第３号に基づく報告）

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

① 名称　　クラウドランド株式会社
② 住所　　東京都中央区東日本橋二丁目８番５号
③ 代表者の氏名　　代表取締役社長　南埜　滋
④ 資本金　　100百万円
⑤ 事業の内容　　インターネットＥＤＩシステムの運用管理サービスの提供

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

① 当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前　　2,000個（注）
異動後　　―個（吸収合併により消滅）

② 当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前　　100.0%（注）
異動後　　―%（吸収合併により消滅）

（注）当社は、平成28年７月28日開催の取締役会において、平成28年11月30日付で当社の関連会社であるクラウドランドの株式を追加取得し、当社の完全子会社とすることを決議しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

① 異動の理由

当社が、当社の特定子会社（予定）であるクラウドランドを吸収合併することに伴い、同社が解散することによるものであります。

② 異動の年月日

平成28年12月１日（予定）

２．吸収合併に関する事項

（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第７号の３に基づく報告）

(1) 当該吸収合併の相手会社についての事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	クラウドランド株式会社
本店の所在地	東京都中央区東日本橋二丁目８番５号
代表者の氏名	代表取締役社長　南埜　滋
資本金の額	100百万円（本報告書提出日現在）
純資産の額	27百万円（平成28年３月末現在）
総資産の額	151百万円（平成28年３月末現在）
事業の内容	インターネットＥＤＩシステムの運用管理サービスの提供

② 最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

	平成26年３月期	平成27年３月期	平成28年３月期
売上高（百万円）	165	231	382
営業利益または営業損失(△)（百万円）	△29	0	37
経常利益または経常損失(△)（百万円）	△30	△1	36
当期純利益または当期純損失(△)（百万円）	△30	△1	35

③ 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
兼松エレクトロニクス㈱	66.00%
㈱サイバーリンクス	34.00%

（注）当社は、本合併の効力発生に先立って、クラウドランドの発行済株式の全部を取得し、当社の完全子会社とすることを予定しております。

④ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は、クラウドランドの発行済株式総数の34.00%に相当する680株を所有しております。
人的関係	当社の従業員１名がクラウドランドの取締役に就任しております。また、当社の従業員１名が同社に出向しております。
取引関係	当社は、クラウドランドとの間でライセンス販売、運用委託等の取引関係があります。

(2) 当該吸収合併の目的

クラウドランドは、中堅規模の流通小売業をターゲットとしたクラウド型ＥＤＩサービス「Rexmart（レックスマート）」を展開しております。同社の流通業向けクラウドサービスを当社に統合することで、経営の効率化と流通業向けクラウドサービスの拡充及び事業の拡大を図るとともに、食品流通業界における製造・物流・販売を結ぶ情報交換プラットフォームの構築に取り組んでまいります。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容、その他の吸収合併契約の内容

①吸収合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式で、クラウドランドは解散いたします。

②吸収合併に係る割当ての内容

当社は、本合併の効力発生日の直前においてクラウドランドの発行済株式の全部を取得する予定であるため、本合併による株式その他の金銭等の割当ては行いません。

③その他の吸収合併契約の内容

平成28年10月17日に締結した吸収合併契約の内容は、後記のとおりであります。

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	**株式会社サイバーリンクス**
本店の所在地	**和歌山県和歌山市紀三井寺849番地の３**
代表者の氏名	**代表取締役社長　村上 恒夫**
資本金の額	**787百万円**
純資産の額	**現時点では確定しておりません**
総資産の額	**現時点では確定しておりません**
事業の内容	**基幹業務システム等のクラウドサービス及び移動体通信機器の販売**

吸収合併契約書

株式会社サイバーリンクス（以下「甲」という。）及びクラウドランド株式会社（以下「乙」という。）は、甲と乙との合併に関し、平成28年10月17日（以下「本契約締結日」という。）、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第１条　甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本合併」という。）。

（商号及び住所）

第２条　甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

（１）甲：吸収合併存続会社
商号：株式会社サイバーリンクス
住所：和歌山県和歌山市紀三井寺８４９番地の３

（２）乙：吸収合併消滅会社
商号：クラウドランド株式会社
住所：東京都中央区東日本橋二丁目８番５号

（本合併に際して交付する金銭等及び金銭等の割当てに関する事項）

第３条　甲は、本合併がその効力を生ずる直前において、乙の全株式を所有することとなるため、本合併に際して乙の株主に対して、その株式に代わる金銭等（甲の株式及び金銭を含む。）の交付を行わない。

（資本金及び準備金の額に関する事項）

第４条　本合併に際して甲の資本金及び資本準備金は増加しない。

（本合併の効力発生日）

第５条　本合併がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、平成28年12月１日とする。但し、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

（効力発生の条件）

第６条　本合併は、本効力発生日までに、乙の発行済株式（但し、自己株式を除く。）の全てを甲が取得することを停止条件として、その効力を生ずるものとする。

（株主総会）

第７条　本合併は、会社法第796条第２項に定める簡易合併及び同法第784条第１項に定める略式合併の規定により、存続会社及び消滅会社において本契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

（会社財産の管理等）

第８条　本契約に定める場合を除き、乙は、本契約締結日から本効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、事業を遂行するものとし、通常の業務の範囲外の行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを実行する。

（合併条件の変更及び本契約の解除）

第９条　本契約締結日から本効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙いずれかの資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたとき、本合併の実行に重大な支障となる事象が発生し若しくは判明した場合（法令に基づき必要とされる関係官庁等による許認可、承認等が得られないことを含むが、これに限られない。）が生じたときは、甲及び乙は、速やかに協議し合意の上、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

（契約の効力）

第10条　本契約は、（ⅰ）本効力発生日の前日までに、甲又は乙の株主総会の承認が必要となった場合において、その決議による本契約の承認が得られないとき、（ⅱ）本効力発生日までに法令に定められた関係官庁等の許認可、承認が得られないとき、又は（ⅲ）本効力発生日の前日までに、乙の株主が保有する乙の発行済株式（但し、自己株式を除く。）の全ての甲への譲渡が完了しないときはその効力を失う。

（本契約に定めのない事項）

第11条　本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議し合意のうえ、これを定める。

本契約締結の証として、本契約書２通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、各１通ずつ保有するものとする。

平成28年10月17日

甲：和歌山県和歌山市紀三井寺８４９番地の３
株式会社サイバーリンクス
代表取締役　村上　恒夫

乙：東京都中央区東日本橋二丁目８番５号
クラウドランド株式会社
代表取締役　南埜　滋